会 議 録

会 議 の 名 称	第4回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会(桜丘北保育所)	
開催日時	令和4年8月30日(火) 午後6時15分から午後9時45分まで	
開催場所	枚方市役所別館4階 特別会議室	
出 席 者	会 長:石田委員 委 員:冨岡委員、福間委員、渡辺委員、笹田委員、村上委員、今西委員	
欠 席 者	なし	
案 件 名	報告案件 ①運営法人の応募状況について ②運営法人の選定方法について 審議案件 運営法人選定審査(書類審査)	
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立桜丘北保育所民営化に係る運営法人応募状況について 資料2 選定に係る基準点について 資料3 選定審査の手順について 資料4 今後の予定について(案) 資料5 応募法人プレゼンテーション説明事項 資料6 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選定審査表 <仮審査表>	
決定事項	第3回選定審査会で確認した選定基準に基づき、運営法人選定審査(書類審査) を行った。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	−が含まれる事項について審議を行うため非公開。	
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数		
所 管 部 署 (事 務 局)	子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課	

審議内容

【会長】

定刻となりましたので、第4回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会(桜丘北保育所)を始めます。それでは、事務局から本日の会議について、説明をお願いします。

【事務局】

初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員7人で構成され、本日は委員7人全員が出席されておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、この度は、急遽開始時刻を早めさせていただきましたが、ご対応いただきまして、誠にありがと うございます。

続きまして、本日の配付資料についてご説明いたします。

(配付資料の確認)

本日の資料につきましては、選定に関する情報が含まれておりますので、会議終了後、事務局のほうで、 それぞれの委員用のフラットファイルに綴じて保管をさせていただきます。会議終了後は全ての書類を机 の上に置いたままにしていただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、令和3年10月22日と令和4年5月27日にそれぞれ開催いたしました選定審査会の会議録案につきまして、昨日8月29日にメール、または郵送等で送付しております。送付が遅くなりまして、申し訳ございませんでした。大変恐縮ではございますが、ご確認いただきますよう、お願いいたします。会議録には非公開情報が含まれておりますので、ホームページ等での公表は法人決定後を予定しております。

続いて、本日の案件について、次第に従い、ご説明をさせていただきます。

まず、報告案件①「運営法人の応募状況について」ご報告をさせていただき、次に報告案件②「運営法人の選定方法について」ご報告をさせていただきます。

その後、審議案件といたしまして、「運営法人選定審査(書類審査)」に入ってまいります。

【会長】

それでは、会議を進めてまいります。

報告案件①「運営法人の応募状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料1をもとに運営法人の応募状況について説明)

【会長】

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご質問等ありますか。

(各委員 質問なし)

【会長】

それでは、次に、報告案件②「運営法人の選定方法について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料2、資料3をもとに運営法人の選定方法について説明)

【会長】

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ありますか。

(各委員 質問なし)

【会長】

基準点や選定方法については、おおむねこれまでも前回の会議で確認しておりますとおりかと思います ので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、資料4「今後の予定について(案)」の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

(資料4の1をもとに第4回選定審査会の進行について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、本日の予定については、一旦このような内容でよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

【会長】

ありがとうございます。

それでは、基準点、選定方法、本日の予定と合わせて、確認することができました。

次に、審議案件の運営法人選定審査、書類審査に入っていきますが、その前に、前回の審査会でも確認 しました、応募法人に関係がある委員の有無について確認します。

各委員の中で、今回応募いただいた、社会福祉法人3法人、「たんぽぽ福祉会」、「晋栄福祉会」、「因明会」について、ご自身が理事等の役員についておられる、もしくは代表者、理事の血縁に当たる方、応募法人が運営する保育所に勤務されている方などいらっしゃいましたら、ここでお申出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(該当者なし)

【会長】

該当者がないようですので、ただいまから書類審査に入っていきます。

まず、採点に慣れるという意味も含めて、事務局から説明しながら進めていきたいと思います。よろし

くお願いいたします。

【事務局】

それでは、書類審査に移りますので、まず採点に使用いただく選定審査表をお配りさせていただきます。

(仮審査表配付)

【事務局】

配付いたしました選定審査表<仮審査用>の、裏面の一番下の欄に、まずお名前をご記入ください。 それでは、書類審査につきましては、再度資料4をご確認ください。

法人1から3の審査につきましては、記載の①からの流れに沿って、募集要項で求めております各項目の内容について、法人の提出書類に記載された内容をご確認いただきまして、審査を進めていただくこととなります。

順次、事務局のほうから説明を行いながら採点いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、様式9「提案内容概要書」をご確認ください。参考資料として、机上に配付させていただいており、こちらにつきましては、各審査項目について、法人の考え方を簡潔にまとめたダイジェスト版でございます。ここの記載で概要をつかんでいただき、もう少し法人の考えを詳しく確認したいという場合には、一番右の列に記載しております確認書類等を見ていただくなどして、様式9を活用しながら審査を進めていただければと考えております。

採点中、ご不明な点等がございましたら、専門分野の委員や事務局のほうから見解をお答えさせていた だきますので、随時お声掛けください。

また、全50項目のうち、25番、26番、33番の3項目がプレゼンテーションで確認をいただく内容となりますので、本日は記入しないようにしてください。本日はその3項目を除いた47項目について採点をいただきます。

本日は仮審査となり、後の審査で修正等もできますので、鉛筆で採点いただくようよろしくお願いいたします。

実際に採点したほうが分かりやすいと思いますので、早速、選定審査表の1番の項目から一緒に確認を させていただきたいと考えます。

では、法人1、たんぽぽ福祉会の様式9「提案内容概要書」をご覧ください。

一番左の要求事項の列に、1「経営方針・保育所運営方針」とありまして、左から順に確認事項と法人からの提案内容が記載されており、1番右の確認書類等の欄には様式1、様式3-1と記載されています。次に法人1と書いてあるファイルが、たんぽぽ福祉会の応募書類になっており、こちらの様式1をご覧ください。

様式1には、現に法人が運営しております施設の名称と開設年月日、所在地等が記載されており、保育所として、枚方たんぽぽ保育園、畷たんぽぽ保育園、つくし保育園、津の辺保育園を運営しており、枚方市内に2施設、四條畷市と大東市にそれぞれ1施設運営していることが記載されています。

枚方たんぽぽ保育園は昭和55年4月の開設ですので、令和4年8月1日時点では、約42年の保育所運営実績があり、募集要項で定めている10年以上の運営実績という条件を満たしている形になります。

続きまして、様式3-1経営方針の欄をご覧ください。こちらには法人の経営方針が書かれています。 採点の考え方につきましては、資料2でもお示しさせていただいたとおり、確認事項の場合、確認事項 を満たしていれば1点、確認事項を上回る内容であれば2点、確認事項を満たしていない場合は0点という基準となっています。

1番の項目につきましては、約40年の保育所実績という点と、法人の経営方針などの理念について、どの程度共感できるかといった観点で採点いただければと思います。

法人2と3についてもご確認いただく時間も含めまして、5分ほどお時間を取らせていただきますので採点をお願いします。

(各委員採点)

【会長】

この応募法人の運営している保育所の中で、民営化の実績があるかについては、何か情報はありますか。

【事務局】

まず、法人1たんぽぽ福祉会については、大東市の津の辺保育園が民営化に係る保育園であり、その旨様式2に記載されております。

次に法人2晋栄福祉会については、枚方市の走谷ちどり保育園、交野市のあまだのみやちどりこども園、 大阪市の大阪市立東中本保育所、大阪市立北恩加島保育所等が民営化に係る保育園であり、その旨様式2 に記載されております。

最後に法人3因明会については、高槻市の柳川認定こども園が民営化に係る保育園であり、全ての法人において民営化の経験があるということになります。

【事務局】

それでは、まだ採点中の方もおられるかと思いますが、後ほど見直して修正いただくことは可能となっておりますので、一旦、仮で採点いただくなどしていただきまして、次に進ませていただきたいと思います。

続きまして、確認事項の2番の項目です。

お手元の様式9「提案内容概要書」をご覧ください。

民営化方針について、確認事項は、応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているかとなっており、こちらに対し、提案内容に法人の考えが示されています。

応募書類のファイルでは、様式2に記載されており、少し長い記載となりますが、確認をいただきまして、採点をよろしくお願いいたします。法人1だけではなく、法人2、法人3についても、同様に採点をお願いいたします。

(各委員採点)

【事務局】

よろしいでしょうか。こちらも一旦仮で採点いただきまして、ほかの項目などを採点する中で、採点が変われば適宜修正してください。

続きまして、3番と4番の項目につきましては、法人の経営状態や資金計画といった財務関係の項目であり、採点するには、専門的見地から決算書を確認するなどの必要がございますので、前回の審査会で了承を得ましたとおり、事前に今西委員に提出書類を確認いただいております。今西委員からは説明にあた

りまして、資料配付したいとのことで資料をお預かりしておりますが、配付させていただいてもよろしい でしょうか。

【会長】

事務局からありましたとおり、資料を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

【会長】

ありがとうございます。

それでは、事務局から資料の配付をよろしくお願いいたします。

(資料配付)

【会長】

それでは、今西委員からご説明いただけますでしょうか。

【委員】

3番と4番については、事前に経理書類の確認をさせていただきまして、レジュメでまとめており、内容について申し上げさせていただきます。

3番は経営状態が安定しているかという項目であり、3つの法人のこれまでの経営が安定して運営されているのかという内容と、4番は資金が確保できているかという内容について話をしていきたいと思います。

今回、お話しさせていただくのが、財務分析という、法人の状況を判断するための計算方法になります。資料の上に流動比率、真ん中に自己資本比率、一番下に固定長期適合率という3つの数字を用意しました。これはいわゆる財務安定性の分析と言われるオーソドックスな分析です。簡単に申しますと、財務が安定しているかをチェックするもので、言い換えれば、潰れにくいかを見ていくための指標となります。全てお話しすると長くなり過ぎるので、簡単にお話ししたいと思いますが、上の流動比率は、すぐに返さないといけない借金を、すぐに返せるだけのお金があるのかをチェックして、会社が潰れないかを見る指標になります。すぐに返さないといけないお金を返せない会社は、当然資金が行き詰まってしまいますので、すぐに返せるお金をきちんと持っているのかをチェックします。右端に、平成31年、令和2年、令和3年の3期の決算の数字が載っています。たんぽぽ福祉会は289.5%であり、1年以内に返さないといけないお金に対して、1年以内に入ってくる予定のお金が約2.8倍あります。来年100万円のお金を返さないといけない状態に関わらず、280万ぐらいはすぐに入ってくるお金があるという状態であることを表しており、資金的にはすぐにお金を払うだけの力を非常にお持ちだという判断をしています。

晋栄福祉会は126%ですので、100万円支払うのに対して、126万円ぐらい入ってくる予定があります。 因明会は155%ですので、100万支払うのに対して、155万円くらい入ってくる予定があります。どの法 人に関しても、100%を超えているので、そんなに悪いわけではなく、たんぽぽ福祉会は資金を圧倒的にた くさん手元に置いているので、すぐに払う力があるのはたんぽぽ福祉会かという印象を受けました。

真ん中の自己資本比率ですが、法人が自由に使えるお金がいわゆる自己資本と言われるものです。法人が事業を行うためにはお金が必要ですので、その事業をするために集めてきたお金の中で、どれぐらいの

割合で返さなくていい自分のお金を持っているのかを計算したものが自己資本比率です。

自己資本比率は、たんぽぽ福祉会は 88.2%ですので、事業をするために 100 万円お金を集めている中で、88 万円は自分たちのお金で運営しているため、88 万円は自分のお金、12 万円は銀行などから借りてきてお金で事業をされているという形です。

晋栄福祉会は 46.5%ですので、100万円中 46万円は自分のお金で運営しており、因明会は 59.7%、100万円中 59万円は自分のお金で運営し、だいたい 40万円は銀行などから借りている、といったイメージです。

従いまして、たんぽぽ福祉会は約88%を自分のお金で運営しており、ずば抜けてよい数字を出している イメージです。

3つの法人はいずれも非常にいい数字となっています。社会福祉法人は課税されず、通常高い数字が出てくるものですが、比較するとたんぽぽ福祉会が高い数字となっています。

最後に、固定長期適合率は、少し専門的な長期的な投資を表す指標であり、例えば建物を建てたり、土地を買うお金を、自分のお金と長期間銀行から借りるローンといったお金が、どのような割合、金額の中で投資ができているかというのをチェックするための手法です。投資的にはどの法人もうまく運営されているので問題ないかと思います。

私の感想を申し上げますと、3つの法人はいずれも、財政状態は悪いわけではなく、安定していますが、 たんぽぽ福祉会がずば抜けてよい数字になっています。理由は、法人によって運営している施設数が違っ ており、たんぽぽ福祉会は4園運営しており、期間も長く運営しているので、お金をきっちり貯めている という状態です。

晋栄福祉会は、他の法人に比べると規模が圧倒的に大きいので、資金の調達をしながら施設を増やしていっている状態です。銀行からもお金を借りるので、数字的には若干低い数字になりますが、規模でいうと、圧倒的に大きいため、安定性もあるかと思います。

因明会は施設が2つであり、最近投資をして2つ目の新しい施設を運営しており、銀行からお金を借りていますので、若干低い数字になっています。

3番の項目に関して、参考で私の評価を申し上げますと、たんぽぽ福祉会はお金をしっかり貯めていること、晋栄福祉会は若干数字が低いですが、規模が大きいところもあり数字が下がっているところもありますので、規模の大きさを含むと、いずれも高い評価となります。因明会は少し規模が小さく、最近投資をしているということがあり、少し下がった評価になるかと思います。

4番の項目の資金の確保ができているかについては、様式6資金計画書で、お金をどこから集めるかという資金計画を確認できます。

簡単に説明しますと、たんぽぽ福祉会は、様式6の2枚目に資金繰り内訳があり、どういうお金で今回 投資をするのかが書いてあります。たんぽぽ福祉会は補助金と自己資金という形で今まで貯めたものを使 いますよとなっています。その内訳を見ると、施設整備、修繕、備品購入の積立金を今回使用するとなっ ており、たくさんお金を持っているので、使うことはできると思いますが、貯めたお金は、他の園の修繕 や施設拡充のために貯めていたお金かと思いますので、他の園に影響がないのか少し心配になりました。 民営化を受けることになれば、積立金を使うことになりますので、他の園に影響がないのかが少し心配に なり、この点はプレゼンテーションでお尋ねしたいと思っています。そういった理由から少し評価が下が るかと思います。

晋栄福祉会は、様式6資金計画書で、公的な機関である福祉医療機構からの借入と補助金が主であり、 福祉医療機構は通常であれば借入れできますので、記載している全額を借りることができるかと思いま す。補助金もあり、もとから会社経営も悪くないので、福祉医療機構の借入もして施設整備をしようとし ているのが、晋栄福祉会になり、規模が大きいところもあり、高い評価になります。

因明会も同じく様式6資金計画書を見ていただくと、先ほどの晋栄福祉会と似ている形になります。金融機関借入金があり、おそらく福祉医療機構と金融機関から借りるという予定をされているかと思いますが、どこから借りるかという明記がなく不明な点もあり、少し評価が下がるかと思います。

総括すると、いずれも社会福祉法人であり、基本的には財政状態が悪い状態ではありません。規模は晋 栄福祉会が特に大きな法人で、その次がたんぽぽ福祉会、最後が因明会となります。そのほかの点も勘案 していただけたらと思っております。

もしご質問があれば、遠慮なく言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、3番、4番の2項目について、採点をお願いいたします。

桜丘北保育所の運営や施設の整備を引き継いで運営ができるだけの経営基盤、資金力があるという場合は1点、さらに資金計画などに余裕があれば2点といった考え方等も踏まえながら、採点をしていただいたらよいかと思います。

また、説明のほうにつきまして、何かご質問等がございましたら、質疑のほう、よろしくお願いいたします。

(各委員 採点)

【事務局】

それでは、次に、A3の選定審査表の「2.保育所運営に関する事項」以降で、まず確認事項のうち満たしていることのみを確認する1点のみの項目について審査していただきたいと考えております。該当する番号でいいますと、7番や9番の項目などの12項目となります。

例えば、7番では、「令和6年度の定員が90人となっているか」を確認いただくことになりますが、こちらについては「満たしているか」、「満たしていないか」のみを採点する項目ですので、事務局で確認した内容を今から順に説明させていただき、確認いただきましたら、各委員に採点をいただくといった形で進めてまいりたいと考えています。

なお、事務局で確認しました内容は、お手元の「書類審査についての要点メモ」の「4.1点のみの満たしていることのみ採点する項目に係る確認内容等」に記載をしていますので、合わせてご確認をお願いいたします。

まず、7番、「令和6年度の定員が90人となっているか」という保育所定員の項目ですが、法人からの提出書類、様式4-1の(2)の記載で、いずれの法人についても、令和6年度の定員が90人となっていますので、1点に丸をお願いいたします。

続きまして、9番、保育所の開所時間と休所日についてですが、法人からの提出書類により、開所時間は、7時から19時までの12時間保育にすること。また、保育所休所日は日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)とされていること、をいずれの法人も確認しており、1点に丸をお願いいたします。

次に、11番、「(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか」という項目については、法人からの提出書類により、いずれの法人も加入予定であることを確認しており、1点に丸をお願いいたします。

次に、20番「内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか」については、

法人からの提出書類により、いずれの法人も内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施することを確認しており、1点に丸をお願いいたします。

次に22番、「福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか」については、法人からの提出書類により、表記に若干の違いはありますが、いずれの法人も募集要項で定める「新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること」という条件を満たしていることを確認しており、1点に丸をお願いいたします。

次に、27番、保育士配置基準についての項目ですが、法人からの提出書類により、いずれの法人も各歳 児の職員配置基準は市条例等を遵守した内容となっており、1歳児については5対1以上の配置とするこ とを確認していますので、1点に丸をお願いいたします。

次に、30番、「看護師の配置を予定しているか」については、法人からの提出書類により、法人1たんぽぽ福祉会、法人3因明会は配置予定であることを確認しましたが、法人2晋栄福祉会のみ配置を検討するという記載でした。そのため、事務局であらかじめ確認を行ったところ、配置予定であるとの回答であり、募集要項で定める条件を満たすとことを確認していますので、1点に丸をお願いいたします。

次に、32番、「公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか」については、法人からの提出書類により、いずれの法人も公正採用選考人権啓発推進員を配置予定であることを確認しており、1点に丸をお願いいたします。

次に、34番、保護者説明会、三者懇談会の開催に関する項目については、法人からの提出書類により、いずれの法人も保護者説明については、法人決定後速やかに、また必要に応じて随時開催すること、三者懇談会についても、移管前後の各1年間、必要に応じて開催することが記載されていることを確認しましたので、1点に丸をお願いいたします。

次に、37番、「共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか」については、法人からの提出書類により、いずれの法人も共同保育期間中に次年度の担任予定者を含め、保護者との個人懇談会を行うことを確認しましたので、1点に丸をお願いいたします。

次に 39 番、保育所名・クラス名についての項目です。こちらにつきまして、法人からの提出書類により、いずれの法人も保育所名は「桜丘北」を残すことを考えていること、また、クラス名については、現在の名称をそのまま引き継いでいくこと、こちらの2点について確認させていただきました。保育所名については、いずれの法人も保護者に意見を聞くことについての記載がなかったため、事務局のほうで確認したところ、3法人とも保育所名を決定するにあたり、事前に保護者に意見を聞く予定であることを、それぞれ確認できており、1点に丸をお願いいたします。

次に、41 番、苦情解決についての項目ですが、法人からの提出書類により、いずれの法人も苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置することを確認しましたので、1点に丸をお願いいたします。

1点のみの満たしていることのみを採点する項目については、以上となっております。

続きまして、選定審査表に戻りまして、8番の項目をご覧ください。

こちらは「0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか」という項目であり、まずは事務局から地域の待機児童等の動向を説明させていただいた後に、 採点をお願いしたいと考えていますので、「書類審査についての要点メモ」を再度ご覧ください。

入所状況については、年度当初と年度末の状況をお示しさせていただいています。 1 歳児、 2 歳児は年度当初のニーズが高く、年度末にかけて 0 歳児のニーズが高まり、待機が多く発生しております。また、 3 歳児につきましても、 $0\sim2$ 歳児のみ受け入れる小規模保育事業実施施設等の卒園児の受入れについて課題がある状況となっています。

この状況を踏まえまして、法人からの提出書類を確認させていただき、事務局の見解を書かせていただ

いております。定員設定について、いずれの法人も $0\sim2$ 歳児で定員の40%を満たしており、各法人に若干の差はありますが、現状に対応した定員となっています。柔軟な対応を行うことも併記されていることから、地域の待機児童の動向を踏まえた設定になっていることを確認しており、こちらを踏まえまして、各自採点をいただきたいと考えています。

(各委員採点)

【事務局】

よろしいでしょうか。

以上で、17項目の採点が終わっているかと思います。

本日は、全50項目のうち、プレゼンテーション後に採点いたします3項目を除く47項目を採点いただきますので、残り30項目が残っている状態かと思います。こちらの30項目について、これから委員の皆様で採点いただきたいと考えています。

冒頭確認させていただきましたように、お手元の様式9と各ファイルの提出書類をご確認いただきなが ら、3法人とも採点をお願いいたします。

ご不明な点等があれば、随時、お声がけいただきましたら、お伺いさせていただきます。

現在、19時35分であり、2時間後の21時35分まで時間を取らせていただきますので、その時間を目安として、採点をお願いいたします。終了予定の10分前に一度お声がけさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、お手洗い等の休憩については、適宜お取りいただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。 それでは、続きの採点をお願いいたします。

(各委員採点)

【事務局】

本日仮集計となっており、次回以降修正することも可能です。今の段階でもし採点が終わっている方がおられましたら、回収させていただきます。

(仮審査表回収)

【会長】

それでは、皆様の選定審査表(仮審査表)を一度事務局にて回収していただきました。現在、仮集計表の作成をしていますが、集計中もこのまま内容を進行したいと思いますが、休憩は不要でしょうか。皆様がこのまま進めて大丈夫であれば、このまま進めたいと思います。

(各委員 異議なし)

【会長】

それでは、仮集計表ができるまでの間に、資料4の続きの説明を受けたいと思います。事務局からよろ しくお願いいたします。

【事務局】

すみません。エアコンが故障してしまい、環境が悪く申し訳ございません。それでは、集計の時間を利用いたしまして、資料4、「今後の予定について(案)」の続きといたしまして、2番、施設見学以降の説明をさせていただきます。

2. 施設見学ですが、前回の審査会でのご意見を踏まえまして、保護者委員と日程等をあらかじめ調整させていただき、9月7日の水曜日と9月8日の木曜日に実施予定である旨、6月の現地説明会で参加法人にあらかじめお伝えしておりました。また、前回の審査会でご議論いただきましたとおり、委員ではない保護者代表の参加も可能とさせていただきました。こちらも現地説明会において、法人には説明をしております。

保護者委員の方からは9月8日の午前中に2か所の保育園の見学を希望される旨お伺いしておりますが、そのほかに見学のご希望の方がいらっしゃいましたら、お申出いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(他の委員の見学希望なし)

【事務局】

それでは、この日程で進めさせていただきます。

(資料4の3をもとに第5回選定審査会の進行について説明)

しかしながら、ただいまご説明しました事務局案では、かなり長時間の審議となり、終了時間も遅くなることから、予備日の9月20日を活用して、2日間に分けることも考えられます。その場合、9月13日は21時45分のプレゼンテーションを終えるところまでといたしまして、9月20日は仮集計表をもとに意見交換するところから開始することになるかと思います。

また、9月13日については1日で審査する場合、2日で審査する場合、いずれの方法でも終了時間が遅くなります。もし可能であれば、少しでも開始時間を前倒しできればと思いますので、後ほどご相談させていただきたいと考えています

(資料5をもとに応募法人プレゼンテーション説明事項を説明)

【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。次回をプレゼンテーションに加え、その後の審査もするか、プレゼンテーションを1日、その後の審査を1日として2日に分けるかということが考えられますが、皆様、いかがでしょうか。

【事務局】

差し支えなければ、9月13日の開始時間を例えば今日のように15分や30分程度早めていただくことが可能か先にお聞きしてもよろしいでしょうか。

9月13日は18時30分開始を予定しておりますが、例えば今日のように、18時15分の開始や18時の開始でお願いできればと思いますが、難しいという方はおられますでしょうか。おそらく保護者委員の方

が一番無理を聞いていただいているので、いかがでしょうか。

【委員】

ぎりぎりですが18時15分でお願いします。

【事務局】

それでしたら 15 分だけ早めさせていただいて、9月 13 日については 18 時 15 分開始にさせていただきます。また、1 日で実施するか、2 日に分けるかというところについては、皆様いかがでしょうか。

(各委員の意向確認)

【会長】

恐らく法人選定後の意見の取りまとめが重要だと思います。そのときに、もう時間が迫っているからということで慌てるよりは、予定を空けていただくのは大変ですが、2日間に分けたほうが、最後の取りまとめをきっちりできるかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(各委員 異議なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは確認ですが、2日に分けるとした場合には、法人3のプレゼンテーションの仮審査を行うところまでが9月13日ということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【会長】

その集計は次回の第5回選定審査会後に事務局でしていただいて、9月20日の第6回には集計表が出てきた上で、本審査に入っていくということですね。

【事務局】

そうなります。次回の9月13日の第5回選定審査会については、15分早めさせていただいて、18時15分に開始します。9月20日の第6回選定審査会は18時30分の開始とさせていただきます。場所については、今のところ市役所別館の4階、第3委員会室で行うことを予定しておりますが、後日改めて正式にご案内させていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

次回以降の選定審査会は事務局の説明どおりとさせていただきます。

それでは、会議終了後の書類の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

繰り返しになり恐縮ですが、本日の資料については、次回の会議まで全て事務局で保管させていただきます。お帰りの際はそのまま机の上に置いていただきますようにお願いいたします。

ただいま仮集計表の用意ができましたので、配付させていただきます。

(仮集計表・仮審査表配付)

【会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、今、仮集計表と皆様がご自身でつけていただいた選定審査表が手元にあるかと思いますので、 事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

仮集計表につきまして、表記方法の説明をさせていただきます。

ただいま配付させていただいた仮集計表は、委員のお名前は伏せてアルファベット表記としております。ご自身の採点がどれに当たるかは、お返ししました仮審査表の裏面、お名前の横にアルファベットを記載しておりますので、自分がどのアルファベットに当たるのかを確認いただき、仮集計表の内容についてご確認いただきたいと思います。

またこの後、委員の皆様には、この仮集計表に基づきまして意見交換を行っていただきますが、意見交換後、先ほど採点いただいた仮審査表を修正いただくことは可能ですので、よろしくお願いいたします。

【会長】

今回、書類審査をして、皆さん、申請書類の採点に対して、いろいろと悩まれた部分もあるかと思います。今後もこれまで同様、保育所で行ってきた保育を地域で継続してもらうことが一番重要となりますので、桜丘北保育所の保育をするためにふさわしい法人かどうか、皆さんで考えていく必要があるかと思います。

この集計表の結果を踏まえて、皆さんからご意見をお聞きしたいと考えており、意見交換の中でより理解を深めていただき、その結果、採点を変更される場合は適宜、仮審査表を修正してもらって構いません。 先ほど事務局から説明がありましたが、プレゼンテーション終了後、もう一度仮集計表をもとに意見交換を行いますので、何かご意見等がありましたらお願いします。

当然、まだ不確定な部分もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

【副会長】

3法人、それぞれいろいろな特徴があるかと思いますが、幾つか気になる点がありました。法人3のところでいえば、添付18に指導監査の指導監査改善報告書があり、項目及び指導内容の部分で、保育室、乳児室の事務机の上に、子どもが触ると危ないハサミやカッターナイフが置いてあったという記載があり、他の施設ではあまりこういう指摘がないため、たまたまなのだとは思いますけど、こういう指摘が入るというのは少し気になりました。

法人1のたんぽぽ福祉会は、保育のところがすごくしっかり組み立てられていることが、よく分かりました。この3法人の中で、おそらくたんぽぽ福祉会だけが現行の保育所保育指針にきっちり合わせていると思います。法人2と3は別に悪いとかいうことではないのですが、いわゆる保育内容の5領域の捉え方

とかが、法人1の方は、きちんと現行の乳児、1、2歳児、3歳児以上の5領域の組み方がきちんと段階的に組み立てられています。3段階にして、それから5領域となっており、3歳未満児と3歳以上児できっちり分けた組み立てがありますが、法人2と法人3の方は、前の保育所保育指針の組み立てのところの5領域でずっと貫いているところがあります。それとたんぽぽ福祉会はこの提案の中身も見ていただくとすごく具体的に書いてあり、障害児保育のところも具体的に書いてあるといったところで見ると、現行の保育で大切にしている指針や国が大切にしていこうという視点を盛り込もう、そういうことに取り組んでいこうという姿勢がすごくよく見えると感じました。その辺が特徴としてあるかと思います。

【会長】

ありがとうございます。

今のように、感想的なものでも構いませんので、皆さんで共有しておいたほうがよいということがありましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】

感想として、今日初めてこの内容を見ましたが、たんぽぽ福祉会の応募書類を読んでいると、すごくやる気があるなと感じました。後の2つの法人はやる気は感じられますが、何となくぶっつけ本番といった印象であり、内容もおかしな感じのところがあるなというように感じました。駐車場の問題もありますが、あの場所で確保できるのかとか、努力してくれるのであればそれはよいのですが、そういう内容もあり、たんぽぽ福祉会は個人的にやる気が感じられることを書いているなと感じました。

【会長】

ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。

【委員】

私もたんぽぽ福祉会には非常に共感できる部分があってよかったと思うのですが、1つだけ残念なところがあり、仮設園舎がコマツ製作所のところになっているのが気になりました。私も通勤路に使うのですが、スピードが出るので、あそこはやはり危ないです。検討というか、何か起こってからでは危ないというところがあり、何か伝えてほしいなと思います。

【事務局】

現地説明会のときに仮設園舎は案内しており、そこでしばらく滞在しておりましたので、車が非常に通っている状況であることなどは確認しています。その際にすごく危ない場面があった訳ではありませんが、スピードを出している車が通っていること、3方向から車が来ること、信号がないこと、そのあたりは法人も現地で確認しております。その上で今回この場所を選ばれて提案されていますので、安全対策についてどのようにお考えになられているのか、一度プレゼンテーションで確認されてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

プレゼンテーションのときに確認するとなると、例えばここで柔軟に対応しますと法人が言われた後、 実際に法人1のたんぽぽ福祉会が法人決定されたとして、保護者からこういう意見が出ていますというこ とで、この提案された計画を変えることは、市としては問題ないのですか。

【事務局】

まずは、この提案内容で法人選定となります。ただし、募集要項に基づき履行困難な状況が生じた場合 等は最終的に保護者の方に説明のうえ変更することはあるかと思います。

【会長】

そうするとプレゼンテーションでこのことについてお尋ねして、その回答によっては、柔軟に対応することは可能ですかという話を聞いてみることは、別に選定審査会としては問題ないということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

それでは次のプレゼンテーションの時にこの辺の確認をしていければと思います。

【委員】

その点については、こちらのほうからも確認したいと思います。あそこが危ないことの認識をもつことは大事なことであり、施設整備を始めてから、しまったということではいけませんので。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

この仮集計表を見ると、やはり今皆さんから意見が出ていたように、法人1の点数が高くなっている項目が多いかというように思います。書類はうまく書けないという法人もたまにありますので、実際のプレゼンテーションで、もしかしたら印象が変わるかもしれませんし、逆にうまく書いていても実際にそうではないというところもあったりします。採点の変更も可能ですので、次回のプレゼンテーションでしっかりと内容を聞いていければと思います。

次回のプレゼンテーションが始まるまでの時間が少ないので確認ですが、今西委員が先ほど財務のところで気になることがあるとお伺いしましたので、まず今西委員に質問してもらい、できれば保護者委員の方が質問する時間をたくさん取れればと思っています。30分しかありませんので、1人ずつ均等にすれば、1人5分もありません。やはり保護者委員の方が気になるところが多いと思いますので、保護者委員を中心にプレゼンテーションの質問をしていっていただき、ほかの委員の方も気になるところがあれば質問いただくというような形で進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見等、大丈夫でしょうか。

(各委員 質問なし)

【会長】

それでは、以上で本日の案件は全て終了しました。次回は、プレゼンテーションということになります。 プレゼンテーションを受けて、さらに審査を深めていくことになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本当に今日は遅くまでありがとうございました。	これで、第4回の運営法人選定審査会を終
了いたします。皆さん、ありがとうございました。	